

出願から合格、1 年次終了までに izzgo いくら かるの？

1 年次（入学料等込）総計	186,500 円 + 授業料 + 教科書代 + 端末代
---------------	------------------------------

※金額は令和 7 年度（目安） （年度によって変更あり）		2 月	3 月	中旬	下旬	4 月	(未 日)	5 月 ~ 8 月 (未 日)	9 月 ~ 1 月 (未 日)
		願書提出	入学検査	合格発表 確約書提出	書類提出 履修登録	新入生 説明会	入学式		
お 金 を 払 う も の	入学審査料	950 円	出願サイト上の決済又は振込						
	入学料 ★			振込	2,100 円				
	学校徴収金 (内訳) 積立金 ▲■ 生徒会費			振込	42,400 円			引落 ¹⁾	引落 ¹⁾
				40,000 円 2,400 円				15,000 円	15,000 円
	授業料 ★●							1 単位あたり 1,740 円 / 年額を 2 回に分けて請求	
	保護者の会						(任意加入) 振込	4,000 円 / 年	
買 う も の	検定料など ▲							都度支払い（検定によって集金方法は変わります）	
	校服			採寸	約 46,000 円	代引または店舗支払 ²⁾			
	体育着など			採寸	21,000 円	代引			
	教科書など ■					申込	約 2 万円	現金購入	
	デジタル端末 ▲◇								30,000 円
月ごとの合計				約 111,500 円			15,000 円 + 教科書代 ³⁾	15,000 円 × 4 ヶ月	

- ★：経済的に困窮している場合は減免制度が利用できます。
 - ：高等学校等就学支援金制度があります（所得制限あり）。
令和 7 年度は、不認定の場合も高等学校等臨時支援金制度が導入されています。
 - ▲：東京都立学校等給付型奨学金制度があります（所得制限あり）。
 - ：勤労学生対象の各種補助金があります。
 - ※「奨学のための給付金」制度もあります（所得制限あり）。
 - ◇：扶養する 2 3 歳未満の子が 3 人以上いる場合、補助金の対象となります。
- 1) 引落はゆうちょ銀行指定です。1 回あたり手数料が 10 円かかります。
2) 条件によってクレジットカード利用可。金額は指定品のみで希望・オプション品は含まず。
3) 保護者の会会費は含まず。

● 高等学校等就学支援金制度について

生徒の保護者の収入に応じて、**授業料が無料**になる国の制度です。
おおよその年収が 910 万円未満の世帯が相当します(世帯構成員等で変動)。
授業料は、履修登録した 1 単位につき 1,740 円です。支援対象になった場合は通算 74 単位を支給上限として支給されます(請求される授業料と相殺されます)。
▷ 高校に在籍した期間が 4 年を超える場合は支援対象にはなりません。
➡ 就学支援金が所得制限により不認定になった方を対象に、高等学校等臨時支援金が適用され、授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

お金のことQ&A

Q 1. 学校徴収金ってなあに？

A 1. 積立金や生徒会費など、学校で集めているお金の総称です。
積立金は教材費や宿泊行事を含めた学校行事の費用として使用し、卒業時に残額を返金しています。

Q 2. 授業料についてもうちょっと詳しく！

A 2. 授業料は登録している科目が何単位分かで金額が変わります。
週に1時間の授業がある科目が1単位で、1単位は年額1,740円です。1年次で登録する科目は約24単位。だいたい42,000円程度です。

Q 3. 授業料実質無償化とは？

A 3. 高等学校等就学支援金制度と授業料免除制度を申請いただければ、所得に関係なく授業料をお支払いいただく必要がなくなります。
ただし、高等学校等の在籍期間制限がありますし、手続きも必要です。
自動的に無償になるわけではないので、注意してください。

Q 4. 2年次以降はいくらかかるの？

A 4. 積立金は年間合計で2年次に90,000円、3年次に10,000円、4年次に20,000円程度を予定しています。また、生徒会費は毎年2,400円です。

Q 5. 教科書は買わないといけないの？

A 5. 教科書が無償なのは義務教育までです。1年次は必修科目で約2万円。他部の選択科目も登録すると追加でいくらかかります。

Q 6. 購入する端末についてもっと詳しく！

A 6. 端末は合格時にお渡しするリーフレットより購入サイトにアクセスし、購入手続きをして頂きます。給付型奨学金や多子世帯補助等の保護者支援制度も同様に、購入サイトより申請して頂きます。

在学中に受けられる各種金銭的補助制度について（令和7年度版）

● 高等学校等就学支援金制度

授業料のお支払いに充てることができます。

年収約910万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

高等学校等臨時支援金制度について

所得制限により就学支援金が不認定となった方を対象に、所得の制限なく国が授業料を負担する制度です。

▲ 東京都立学校等給付型奨学金制度

①模擬試験や検定試験、1年次進路体験旅行(一泊二日)、2年次修学旅行(二泊三日)等のお支払いに充てることができます。

②端末購入において、給付型奨学金を活用することで保護者負担が生じません。

年収約350万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

①と②はそれぞれ個別に給付型奨学金の申請が必要です。

■ 勤労学生対象の各種補助金

教科書、進路体験旅行(1年次)、修学旅行(2年次)の3種類に関し、東京都の補助金を受けることができます。

対象となるのは、アルバイトやパートを含む勤労学生です。進路体験旅行及び修学旅行の補助金には、世帯収入による審査もあります。

※「奨学のための給付金」制度

生徒の学習活動のための返済不要な給付金がもらえる制度です。

生活保護受給世帯及び非課税世帯が対象です。

★ 減免制度

経済的に困窮している場合には、入学料や授業料を免除または一部減額する制度(減免制度)が利用できます。

◇ 多子世帯補助制度

扶養する23歳未満の子が3人以上いる場合、端末購入代金は半額負担となります(負担額は1万5千円)。